

第73号議案

新宮町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和6年9月2日

新宮町長 桐島光昭

理由

児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第259号）が令和6年7月31日に公布され、同年11月1日から施行されることに伴い、新宮町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正するもので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により町議会の議決を求めるものである。

新宮町条例第　　号

新宮町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を
改正する条例

新宮町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例（昭和58年新宮町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第4号、第6号及び第7号中「第2条の4第8項」を「第2条の4第7項」に改め、同項第8号中「第2条の4第7項」を「第2条の4第6項」に改める。

附　則

この条例は、令和6年11月1日から施行する。

新宮町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(昭和58年新宮町条例第12号)新旧対照表 (参考資料)

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) 母子家庭の母の配偶者又は民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者でその母と生計を一にするものの前年の所得が施行令<u>第2条の4第7項</u>に規定する額以上であるときの当該母子家庭の母及びその児童</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 父子家庭の父の配偶者又は民法第877条第1項に定める扶養義務者でその父と生計を一にするものの前年の所得が施行令<u>第2条の4第7項</u>に規定する額以上であるときの当該父子家庭の父及びその児童</p> <p>(7) 父母のない児童を養育する者の配偶者又はその養育者の生計を維持する民法第877条第1項に定めるもの若しくはその配偶者の前年の所得が施行令<u>第2条の4第7項</u>に規定する額以上であるときの当該父母のない児童</p> <p>(8) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条第1項第1号口若しくはニに該当し、かつ、母がない児童、同項第2号口若しくはニに該当し、かつ、父がない児童又は施行令第2条の3に規定する児童(以下「父母が死亡した児童等」という。)を養育する者の前年の所得が施行令<u>第2条の4第6項</u>に規定する額以上であるときの当該父母が死亡した児童等</p> <p>(9) (略)</p> <p>(略)</p>	<p>(対象者)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) 母子家庭の母の配偶者又は民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者でその母と生計を一にするものの前年の所得が施行令<u>第2条の4第8項</u>に規定する額以上であるときの当該母子家庭の母及びその児童</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 父子家庭の父の配偶者又は民法第877条第1項に定める扶養義務者でその父と生計を一にするものの前年の所得が施行令<u>第2条の4第8項</u>に規定する額以上であるときの当該父子家庭の父及びその児童</p> <p>(7) 父母のない児童を養育する者の配偶者又はその養育者の生計を維持する民法第877条第1項に定めるもの若しくはその配偶者の前年の所得が施行令<u>第2条の4第8項</u>に規定する額以上であるときの当該父母のない児童</p> <p>(8) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条第1項第1号口若しくはニに該当し、かつ、母がない児童、同項第2号口若しくはニに該当し、かつ、父がない児童又は施行令第2条の3に規定する児童(以下「父母が死亡した児童等」という。)を養育する者の前年の所得が施行令<u>第2条の4第7項</u>に規定する額以上であるときの当該父母が死亡した児童等</p> <p>(9) (略)</p> <p>3 (略)</p>